

平成 28 年度岡崎市動物行政推進協議会分科会（動物愛護・野生動物）会議録

日 時 平成 28 年 8 月 10 日（水） 午後 15 時 00 分～午後 16 時 30 分

場 所 動物総合センター 多目的ホール

出席及び欠席者 出席 8 名（杉浦（清）委員、杉浦（智）委員、庄村委員、添田委員、古澤委員、牧委員、矢部委員、脇田委員）
欠席 1 名（石原委員）

会議次第

1 あいさつ（動物総合センター所長 狩野）

みなさん、こんにちは。お暑い中、御足労いただきありがとうございます。日頃は岡崎市の動物行政に御理解御協力賜り、改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。今回の会議ですが、分科会ということで、動物愛護の部分と野生動物の部分ということでお集まりいただいております。推進計画が作られて、動物愛護法の見直しもありました。ここついこの間ですが、展示する動物の月齢が 49 日齢に変わりました。動物愛護に関係することは非常にめまぐるしくといってもいいぐらい変わるというか、追加・改訂されているような状況となっている。まず、もう一つの野生動物の関係ですが、これも昔はどちらかという保護という形が言われていたが、現在は、適正数を維持しようということで、大きく法律も一部に関しては変わってきていて、ここら辺を踏まえて、今回の見直しも考えていけないといけないかなということです。本日一緒に確認していただいて、ぜひみなさんからご意見をいただければと思います。よろしくお願い致します。

2 協議事項

岡崎市動物行政推進計画の見直し（動物愛護）について
岡崎市動物行政推進計画の見直し（野生動物）について
今後の予定

（説明）

配布資料を用いて、岡崎市動物行政推進計画の見直し（動物愛護）について説明を行った。

（協議内容）

岡崎市動物行政推進計画の見直し（動物愛護）について

- ・ 資料 3 ページの新規事業で『動物を使用しない命の教育』とあるが、具体的に動物を使用しないとはどのような手法で行っていくのか。（矢部委員）
→ 奈良県のうだアニマルパークというところで、奈良県が愛護団体と開発したプログラムとツールがあるが、それを数年前に運よく無償で提供いただきました

た。張り子の動物を使って動物について考えていくという教育で、全3回ある。動物に対して共感力を育むというような内容になっていまして、最後は、動物への責任というところに話が流れていきます。そういったものを活用しながら、学校と連携していけたらなと考えています。(事務局)

- 災害に対する取組についてです。今日テレビで色々報道されている。熊本の問題、地震の問題、えらい放置、犬も猫も回収すごくあったそうで、それを処分考えているようだが、岡崎市も大きな地震が来れば、この問題は必ず出てくると思う。今矢作川でも、野犬がずいぶんいます。矢作川の新幹線から美矢井橋のところ、白い犬、ずいぶんいます。そういったこと、平和な時期でもそれだけの犬がいるということは、災害時になれば、すごい数だと思う。だから、あれはまだ岡崎市のはずれだからあんまりだが、町の中の乙川だとか伊賀川とかそういったところでいっぱいになったら大変なことです。この問題だけは、しっかり、例があるのだから、例で一生懸命学んで、今度起きるかもしれない、この地域に活用するだけの知恵を持つようにしっかりいいマニュアルを作ってください。(杉浦清委員)
- 熊本は殺処分ゼロを推進していたが、そういったところですら災害が起こるとあたふたしていたように思う。熊本の震災であにもが学んだこと、教訓としたことがあれば教えてほしい。(矢部委員)
- 今回の熊本というよりは、東日本大震災の方が大きかった。あの時に、本当にあの学んだということが多かった。あの地域では、避妊去勢していない方が多くて、野犬や野良猫が増えてしまうという被害があったり、あとはノミダニ駆除していない子たちが避難所に来てそこで人にうつしてしまったりという問題もあったようですし、あとは所有者明示。そういったことが例としてあったということで、災害準備のときには、こういう現状があったんですよと具体性をもって市民の方に伝えられる。そのあたりが教訓かと思う。先ほど、杉浦委員もおっしゃっていましたが、岡崎でも野犬が多くいることを把握しており、地震が起きた際にそれ以上増やさないということで、避妊去勢の徹底もそういった面から推進して行きたいなと思っています。(事務局)
- あとは、マイクロチップ。大切だよということをどうやって伝えていったりなのか。特に岡崎市は、猫の場合、避妊去勢とセットだと無料でマイクロチップを挿入できるという事業がある。それは、やっぱり増やさないことと所有者明示をどこでしようかというときに、猫の場合はなかなか難しいということで、マイクロチップがベスト。猫は捕まえられるので、ただ、飼い主の元に戻すことができるような形を1点考えている。もう一つは、同行避難ということなんですが、実際問題としてすべての犬猫が同行避難するということとはとても

難しい。現実のアンケートの中からも、同行避難するべきと答える人は80%、でもできないという人は70%ぐらいになってしまう。なぜかと考えると人に迷惑をかけたくないと思われる方、もう一つはうちの犬はということ聞かない、多頭飼育で、人の手は1本しかないので、それから動物のものをもってというのが現実にはできないという理由。こちらとしましては、同行避難はあるのですが、同時にやはりそういう地震が起きた際に、自宅でもできるだけ安全にできるようなことを踏まえた上で話を進めていきたいと考えている。岡崎市は東日本のように水害が全体にあるわけではない、ここらへんだと火災、家の倒壊の2つが主流になるかと思うが、その部分がある程度クリアした点で、こういう風にしたらどうなんだろうという提案はしていきたいなと考えている。(事務局)

- ・ 災害中の犬猫の取扱いについて、牧委員や脇田委員から情報提供はあるか。(矢部委員)

→ 東北と言うと外で番犬として飼う方が多いので、狂犬病接種率も低いし、あのあたりは被爆の関係でやむなく置いてくというのがあったりとか、近隣で私たちが行ってあげてた時は、しばっとくこの子たちが死んでしまうと思うと放すんですね。牛も確かそうだったかと思う。放して避難する。餓死してたりとかもあった。考え方が災害でパニックになって自分自身の問題を、人間ていうのは自分や家族のことを考えるので、その地域性や優先順位、人がまず第一で、その次にわんちゃんのこと、その中で、お年寄りだと、老夫婦2人にペット1匹だったらこれが我が子って行って財布を置いていても、わんちゃんをという感覚の方もおみえになった。そういう方たちはわんちゃんもつれていくだろうなと思うが、そこに行く、意識がどうしてもマニュアルで作ってそのとおりにいかというのがなかなか。岡崎の防災の時に、バスケット入れて参加する人は少ない。ちゃんと来る人はちゃんとやる、来ない人がやらない。その辺をこう、僕らも飼っていただくときに、バスケット入れていかないと、いつかこの辺は大きな地震が来るよと言われていたでしょと、その時に裸では、避難所に行けないけど、バスケットに入れていけばそういうスペースがあれば、そこにおける。バスケットをなるべく飼ってもらおう。今現状の子たちは、家の中のケージには入る。ケージは飼う。かわいいもんだから、出しっぱなしにして。ケージに入るとわんわん怒ってなくから、しつけの段階から。だから今思うと新規はある程度知識を入れて行けば、何かあったときに、そういった人たちがどういった対応するかと思うと、なかなか難しいなと。一生懸命やろうとするとこれだけが仕事で働く人がいないとやれないような感じは受ける。環境省も少数でやっているのだから、枝となる自治体がある程度連携して、どういう風にできるかというフォローをしないと。岡崎市は岡崎市で、ここを守るために何かあ

ったときにどうしようと思ったときに。メディアは痛いところつくので、ちゃんとやるんだけど、やるのは人の後になってしまうから、でも後回しになったとか、対応が悪いとか、自治体何やってるのという話になったりというのも聞いている。(脇田委員)

- ・ 所長がいいこと言われた。同行避難の弊害が色々あるんですね。エコノミー症候群。みんながいるところに連れていけない。うるさくて。夜中寝れないから外へです。長期にわたるとエコノミー症候群になってしまう。そういったことも念頭に置いておかないと。(杉浦清委員)
- 北海道が地震があったときに、テントを立てて、そこに僕らが送ったケージを組んでやっていた。寒かったので、そこに犬を入れておくことが。避難所は暖かいけど、人を優先する。動物が避難所に入れておくっていうのは今の状況では、どこの自治体でも難しいと思う。だから、例えば、センターにみなさんが持ち込むとか、ペットショップを開放してとかがやって差し上げられる範囲だとしても限られてしまう。なかなかその辺もどういう風に岡崎市が考えられているのか。(脇田委員)
- ・ 犬などの愛玩動物を飼っている人はそれ中心になってしまう。全体の中に入れてなくなってしまう。犬がかわいいから、そこに連れていくと邪魔になってしまうからと。そういう構造もあると思う。そういう人の対策も考えておかないといけないと思う。意外とそういう犬を第一に考えている人は、避難したんだけど、長期となると。(杉浦清委員)
- 色んな御意見をいただいているし、話しを聞いた中で、残念ながら今すぐに、この避難所だったら同行避難できますよというお話はできないのが現状。それを少しでもせめてここ数年の間に、ここだったら行けますよという話ができるぐらいのところまでには持って行きたいなと思っている。それと、そういうところには、少しぐらいの備蓄品、食べるものは置かないが、首輪とリード、人間でも利用できるようなもの、例えばペットシーツのようなものを置けるようなところが作れないかなというところで、頭出しはしている。避難マニュアルを持っているところ、全て何が書いてあるかという、人を守るために動物を守ろうねということが書かれてある。その基本は除くべきではないだろうなと思う。まず、人ありき。飼い主の人が何かあったら、動物は悲惨な運命になってしまう。人がきちんと避難できるために、こういうことをやろうねという形で何かわかりやすい、実施性の高いもの、マニュアルには書いてあるけどできないよねというものではないようなものができるといいなと思う。なかなか難しいなということを作りだすと感じる。同行避難してくださいと記載したら、じゃあ全員同行避難できるのか。避難できない人はどうしたらよいか。じゃ

あ避難できないというのか、しなくってもいいのかなというケースも考えてあげれるのではないかなと思っている。色んなケースを考えながら、ベストなものかと思っている。骨子案はできていますが、そこからなかなか進行していないのが現状。

→ これが一番という落としどころってなかなか難しいと思う。同行避難しなくてうちに置いておいた方が助かるという場合もあると思う。(脇田委員)

- 岡崎だとまだ問題にはならないかもしれないが、動愛法は爬虫類も対象となっている。だんだんペットが多様化していくと、ヘビを飼う方が、犬や猫を飼うより楽で、いいペットになる可能性もあって、まだ岡崎市では少ないと思うが、ゆくゆくはそのようなことを考えないといけないと思う。ヘビを自宅に放置してきていいのか。逃げてしまえば、まずつかまらない。マニュアルの作成の折には、触れた方がいい案件かもしれません。(矢部委員)

→ いろんなマニュアルを見ると、だいたい同行避難に関しては、犬・猫・鳥までです。それ以外はごめんなさいって書いてあるのがほとんど。鳥が入っているところと入っていないところもある。(事務局)

→ 動愛法は、爬虫類まで対象としている。東京都とかになると、爬虫類は音をさせないため、騒音被害を考えなくていいし、えさを毎日与えるとむしろ太りすぎる生き物なので、ユーザーの人は増えていると聞いている。(矢部委員)

- 送っていただいた資料についていた語句説明ですが、動物取扱業の中で、ちょっとわからなかったことがあった。ブリーダーってなっているが、前私の友達がコリーを飼っていて、私もコリーのブリーダーになろうかなと思ったのですが、これは資格がいるのか。登録が必要なのか。(古澤委員)

→ 動物取扱業に登録するためには、動物取扱責任者を1名選任しなければならないというのがあって、その販売において、その責任者になれる色々資格とか実務経験が決まっていますので、それをお持ちであれば大丈夫だが、お持ちでない場合は、勉強がしてからとか実務経験を積んでからにしてくださいとお伝えします。登録が必要と法律で定められている。(事務局)

- ペットショップで買ったのを繁殖させるように預けることができるんですよ。繁殖させていただきますと有料で。うちの妹もミニダックスがあまり広がっていないころにお願いして、やっぱり産まれたんですね、子犬が。それをブリーダーというのですか。(古澤委員)

→ 色んな形態があるので、一概には言えない。金銭の授受だとか動物の移動だとかによって、多少回答が変わってくるので、今はっきりは言えない。産まれた子を無料で誰かにあげるということでしたら、該当しないこともあったりする

ので、詳しく聞いてみないと回答しかねます。(事務局)

- ・ 私は妹から有料で買いました。(古澤委員)

→ そうですか。年に1回1頭までであればいいとかちょっとそういったものもあるのは一概には業に当たるか当たらないかはわかりません。(事務局)

- ・ 基本的に繁殖する、してしまう時には、私の視点ですが、動物取扱業を取っておいた方がいいと思う。カメですとよく問題になっていまして、繁殖したはいけど、飼いきれないから譲渡するか売るかといった時に、勝手に売っている人がまだいる。そういったことを眺めるにつけ、きちんと登録をして、法律のルールを守って、そういうことをやっていく人が増えた方がいいと思う。(矢部委員)

- ・ ペットショップで購入して、またそこへ繁殖をお願いしますという風でお願いした場合、産まれた子はどうなるんですか。ペットショップのものですか。(古澤委員)

→ 現状では、買い取りはできません。法律上できませんので、お断りします。登録の業者さんからでないと買うことはできません。(牧委員)

- ・ 自治体によって差があるんですが、業だと反復継続していくが、その反復というものを環境省だと2回以上だとか。昔で言うと、1頭飼って、その子の子どもが欲しくて、例えば3頭産まれて、1頭手元に残して、あと2頭はペットショップさんにといい方たち、そういう方たちが情操教育に一番良かったかなと思う。今それがすごく減ってきた。僕はやっぱり動物を飼うという中に、生もあれば死もあることも大事さとか出産のこととか、人に例えて学べないものとかある。僕ら、そういうのは今思えばそういうことを推進していくチャンス、そういう方たちの方がきちんと飼っている。私たちで言えば、ブリーダーさんの飼い方よりはるかに管理が行き届いていて、家族のためにもなる。自治体によっては、金品が発生するというのがフード1個からダメというところもあれば、一生のうちに1、2回のことで、残したりとか、そうであればいいとか。反復継続してというのが理解が異なる。岡崎市ではどうか。(脇田委員)

→ 環境省で業とは何かという元はあるので、それに基づいて検討させていただくというのになっている。自治体の事務になるため、動物取扱業の色んな判断に置いては、多少自治体ごとで異なってくるというのが現状です。愛知県内でも若干違うところもある。(事務局)

→ 年に2回以上、営利性があるって、社会性があるというのが最初の頃には書いてあったと思うが、最近見なくなった。環境省のホームページからなくなったと

思う。(牧委員)

→ それから特に、業についての判断の仕方は環境省は変えていないので、どこの自治体もそれを元に検討されていることと思う。ただ、何を金品とするかは異なると思う。(事務局)

→ 方法としてはいいんですけどね、私たちの経験から言うと。家庭で産ませて、かわいい、それで子孫を残す、その子の子がほしいとそれを身内に分けたりとか行先なきやペットショップへというのを今までしてきた。そういうのがほとんどできなくなっている。色々資格とか学校に行ったりして勉強して飼う資格が、繁殖されたことあれば、またこちらも話もできる。やる気持ちがあれば、業者の方と相談してもらえれば。(脇田委員)

・ 7ページの多頭飼育者の指導の中に高齢者とある、他県でこのような問題が多々ありますが、岡崎市でも多いのですか。(脇田委員)

→ 最近、そこに書いてあります高齢者、障がい者、生活保護者の方について、何例か事例があってという経緯があったので新規であげさせてもらいました。(事務局)

→ 他市・他県で僕らもお手伝いしに行く。高齢とか病気で介護になってしまったとかあって、譲渡のお手伝いに行きますが、岡崎市はそんなにあんまり私たちでも同業者でも聞いたことがなかったので、こういう問題が出始めているのかなと思った。若いうちは間に合うが、自分が不自由になると動物に手が差し伸べてあげられないというのがあると思う。この辺で、僕ができることがあれば、私たちもそういう活動を少ししたりとか、シェルターを持つというのが本当はいいのだが、シェルターを持ってみなさんのお役に立つことは、そういった方向性でやっていくことはいいが、やってこっちが管理ができなくなって問題が周知されるというものあって、前向きに考えているけれどもなかなか進まないというのが現状。こういう方たちには早めにやってあげた方がいいと思う。(脇田委員)

・ 多頭飼育者について、表現の問題としての意見です。7ページでは、『高齢者や障がい者、生活保護者等』という記載があるが、「等」がついているとはいえず、ここに記載するのが適切かということ。つまり、『多頭飼育の崩壊が増加しており』から始めればいいのかと思う。岡崎市でそのような実態があるのだと思うが、わざわざ限定する意味はないのかなという気はします。(庄村委員)

・ 4ページのマイクロチップの項目で、市による一元管理は法律の経過を見ることとし検討は終了したというのは、環境省の方でシステムができつつあるから

でしょうか。(矢部委員)

→ システムは聞いたことがありません。法律の経過というのは、今後マイクロチップが義務化されるのかどうかとかここに書いていないが厚労省との関連でマイクロチップが鑑札の代わりにならないかとかそういった議論もありますので、ここで市が先走ってしまって、後で結局管理しなければならなくなったとかそういう風にならないために、今回検討ということが目標になっていますので、そういったことは一端検討終了ということにさせていただくということです。(事務局)

・ マイクロチップの耐用年数はどのぐらいか。鳥の関係だと鷹の関係をマイクロチップでやるようになって、随分移動がわかってきた。鳥のブリーディングを山科研究所からやっているが、足環をつけている。マイクロチップができればいい。(杉浦清委員)

→ 30年ぐらいと言われていています。しかし、30年とはいうものの、50年ぐらい持つと思う。基本的に中身のコイルの破損がなければ永遠です。あれは外から磁気をあてることで、自分で電気を出して、あてる機械が磁気を出すだけであって、もともと何も持っていないところに磁気を近づけると反応して数字が出てくるようになりますので、マイクロチップ自体が壊れなければ一生です。一生というか100年でも200年でも(事務局)

→ コイルをガラスで包埋して打ち込んでいるだけのものです。(矢部委員)

→ 鳥のブリーディングを山科研究所からやっているが、足環をつけている。マイクロチップができればいい。10センチぐらいの小鳥だと厳しいかもしれないが。(杉浦清委員)

→ 今一番小さいのが、長さ7mm、太さが0.8ぐらい。若干感度は落ちますが、それでも小さいです。(事務局)

→ マイクロチップを入れるのは許可がいるのか。(杉浦清委員)

→ 施術は獣医師がやる。(脇田委員)

→ 外からわからないのが、難点。厚労省が言うのは、そこです。首輪に付けれる、外で見てこれは注射が打ってある、登録がしてあると確認できるのかどうかというところをしきりに言われます。その部分が一番ネック。保護して、機械に当ててみないとわからない。(事務局)

→ 法律では、個体識別はマイクロチップが望ましいとされているだけ。個体識別としては有効な手段となる。(矢部委員)

・ 5ページの獣医師会の連携の項目で、保育園向けに命の教育を行ったとあるが、中身を教えてください。どういうことを教育するのか。(牧委員)

→ 先ほど触れた奈良県の命の授業のこと。なかなか小学校でいきなりできない

め、保育園の年長児でも理解できる内容だということを聞いていたので、モデル的に平成26年度より保育園で開始した。今年は全小学校に通知を送っている。子どもの共感力というところと、動物についての責任を考えようというところと、私たちは人だけで生きているのではなくて、動物とのつながりの中で生きているよという内容。かわいいという内容だけじゃなくて、食べるという内容も含まれてくる、野生動物のために環境をきちんと守ろうねという話も最後に含まれます。(事務局)

(説明)

配布資料を用いて、岡崎市動物行政推進計画の見直し(野生動物)について説明を行った。

(協議内容)

岡崎市動物行政推進計画の見直し(野生動物)について

- ・ 23 ページの負傷野生動物とあります。鳥が専門なので、鳥インフルエンザの問題、これは先ほど、第2班の方でやられたと思うが、家畜への伝染があります。鳥の方がだいぶ、鳥インフルエンザというものを持っている。これは一般的ですが、気を付けるのはカラス、トビ、スズメ、ハト、ムクドリ、ツバメこの6種類だけは、市の方へ報告があったら、教えてください。自然界では鳥は死を見せません、人には。森では死体を隠します。ですから、岡崎市で見つかったと言う場合は、自然死です。本当はカラスでもこれ渡りガラスがおるが、北海道です、あとミヤマガラス、ホクマルガラス、この3種類は大陸間を移動しますから、これが病原菌を持ってきて、日本にいるハシブトガラス、ハシボソガラスにうつす。それがうつったやつが、鳥の鶏舎とかいるんなところに行ってえさを取るために。スズメに蔓延する。ですから、環境保全課にもそういうお電話があると思うが、先ほどいました6種類の、ツバメは夏だから関係ないですが、越冬するツバメがいるんですね、大陸からくるツバメが内地でも、一部あります。目に見えたら、教えてください。あと、ツグミだとかそういったものは、ほとんど影響ありません。カラスは雑食でして、カラス自体はキレイだが、食性がなんでも食べちゃうから。ですから、カラスがいなくなると人間の周囲がごみだらけになっちゃう。それが放置されちゃうから。それをカラスがみんな片付けてくれるんですね。ですから、食べたものからうつってしまう。それだけは、気を付けてください。(杉浦清委員)
- 不自然死の鳥というのが要注意ということですね。(矢部委員)
- ですから、子どもたちにも触るな、触るだったら手袋とかビニールごしにとかを伝える。不自然死があったら市に連絡しなさいということ伝える。

→ 不自然死については、連絡義務があります。基本的には、入っている種類を見ると、水鳥が多いと思う。連絡を要する鳥は、水鳥の渡り鳥が多くて、カラスも確かにあります。岡崎市では、カラスよりハトの方が多。故意的な不自然死というものもある。明らかに不自然死の場合は、必ず連絡しますし、あにもが一番連絡しているのではないか。ほとんどその羽数だとダメだよと言われる率の方が高い。レベルにもよるが。職員出入り口のところに、マニュアルを貼り付けて職員に周知を行っている。東公園内で不審死については、インフルエンザの簡易キットで調べている。ただ、そのキットの結果は、あくまでも目安です。今まで陽性になったことはない。(事務局)

→ 岡崎ではたぶん出ないと思う。渡ってくるときに、ルートが2つある。北海道へ渡る場合と朝鮮半島渡って九州へ行く。インフルエンザは九州が多い。大陸から朝鮮半島渡ってきますから。カラスは日本海側を北上する。太平洋側はほとんどない。先ほどいったやつは、人間のところにおる鳥でしょ。ツバメも巣を人間のところに作る。みんな人間の近くに巣を作る、人間と仲良くしたい鳥。ですから、死んだ鳥が、割と身近にいます。(杉浦清委員)

• 24 ページの項目 5 で、非常に重要な事業を展開していただいていると思う。外来生物に関しては、特定外来生物法、そこでいくつものリストをあげているが、なかなか革新的な法律ではあるという風に法律の専門家である庄村先生からも言っている。そうではなく、動物の側から見ると、色々穴があります。環境省は実務的に外来生物問題を解決しようということで、要注意外来生物を発生させた生態系被害防止外来種として、緊急対策外来種とか、拡散防止外来種等いくつかカテゴリーを設けています。もちろん法律で定められているのは特定外来生物ですから、それを重点に置くのは大前提だが、生態系被害防止外来種の方にも少し目を向けていただいて、事業を少し広げてみる方向にさせていただけたらと思う。当然、環境保全課さん及び林務課さんの協力が不可欠です。(矢部委員)

• 同じく環境保全課さんと林務課さんに協力していただくべきところですが、動物園動物の問題として、18 ページの新規事業に『日本在来種の展示や特定外来生物の教育展示を検討します。』とあるが、前の分科会でもぜひすすめてほしいとお願したところ。このところはもう行政間の方では、センターの方ではお話ししているのか。(矢部委員)

→ ざっくばらんの話としては、公園緑地課のみ。(事務局)

→ この部分について、再度事務局より説明をお願いします。(矢部委員)

→ 動物園の分だが、かなり前から日本在来種の展示をしてみたらどうだとか特定外来生物なんかの比較展示もしくはこれがこの動物が特定外生物でこういう

ことだから駆逐をしよう捕獲して処分していきますよというのがわかるような展示をしたらどうだろうというのを言われておりまして、現実問題としてうちの動物園として展示ができる場所がない。場所が作るということも含めてやっていきたいかなと一応新しく新規ということで動物園動物の中の方に入れさせてもらっています。その際には、環境保全課さんにも林務課さんにもお願いをしたり、捕獲のお手伝いを考えてもらいたいなと思っています程度の話です。(事務局)

→ 展示のプレートの内容も岡崎市の事情ということでイメージしていただきたいし、いいことだと思うので、どちらかという環境保全課さんや林務課さんの方に後押ししていただくようお願いいたします。(矢部委員)

- ・ カメが今公園なんかにはいっぱいいますね。南公園にカイツブリという鳥がいるが、あの鳥が卵を産むが、育てるが、だいたい5羽ぐらい産まれる。大人になったことがない。カメに食べられる。カメが足を引っ張って、窒息死させて食べている。1年間に同じカイツブリが4～5回産卵するが、育ったのが2羽。つまり20羽ぐらい食べられている。(杉浦清委員)

→ 大変なことなんです。今環境省で議論していて、今のところ2018年までにミシシippアカミミガメを特定外来生物にしようということをやっている。そうすると結構大変なことになるのではないかなと。動物園では岡崎の現状を含めてしっかり審議をしてほしいと思う。ぜひ、3部署共同の仕事として熱心に行っていただければと思う。(矢部委員)

- ・ ミシシippアカミミガメを駆除するのは大変なことだと思うが。(杉浦清委員)

→ それで今、豊田市と名古屋市と兵庫県の加古川市等4カ所で防除を作った。ミシシippアカミミガメを特定外来生物にしたら、捨てる人もいるとやばいということでそれを追っ払ったり。今シュミレーションをやったら、捨てられるおそれのある数よりも野外で繁殖している数の方がはるかに多いので、その準備をして2018年に特定外来生物にする予定です。(矢部委員)

- ・ 南公園の前の248号線上にカメがいっぱい歩いている。ペしゃんこになっているカメもいるし、生きてるカメもいる。それは、戻してもいいのですか。轆かかっているカメはどうしたらいいのですか。(添田委員)

→ 道路上で轆かかっているカメについては、ごみ対策課に連絡をしていただければ、収集に行きます。犬猫と同様の扱いでよい。生きてる場合は、今のところ体制が整っていないため、今のところそのままにしておいていただくしかない。今後の方針としては、先ほど矢部先生の方からお話があった通り、特定外来生物に向けての動きがあるということで、今現状、要注意外来生物ということも

- あるため、こちらとしても持ち込んでいただいた時に、こちらでも処分できるような方法、カメについては冷凍保存して、焼却処分という方法になるかと思う。そういったものをできるような体制を今後整えていくというのが今検討されているところです。今できるものがないので、検討中です。(環境保全課)
- ほとんどが梅雨の時期と思うが、産卵のために上がってくる。それをどうするかですね。外来生物といえども、命あるものとしてどういう取り扱いをするのか。動物愛護法の問題にのっとなって何とかするのか、どうすればいいのでしょうか。これもこういう方針を地域行政なり中央行政なりで出していくと思うので、少しお待ちください。(矢部委員)
- 南公園の話がでたので、補足です。今年の3月矢部先生とカメのわなを4カ所程度南公園で仕掛けました。わなに入ったカメは全てミシシippアカミミガメでした。数は、計30頭ほど取れました。それ以外に甲羅干ししているカメが多数いたという現状です。あと、イシガメが1頭、在来種はこの1個体だけでした。情報提供でした。(環境保全課)
- 追加ですが、もう1種類、北米産のカメがいました。小さいカメで4,000〜5,000円ぐらいで売られているカメです。(矢部委員)
- ・ 動物愛護の方から、やはり教育ということろが、最後まで言われていると思う。動物も生まれてから巣立っていく間に親の元で教育される。赤ちゃんの時に親から教育されるというのが必要なんですよね。脳の発達からいっても。繁殖されて、売りたい方から言ったら、かわいい小さいうちの方がよく売れるからということで、早くに手放ししてしまう。そうするとやっぱり教育を受けてこなかった分、自分は人間として扱われてしまって、その後にしつけがいるとか、同行避難ができないとかそういう悪い連鎖がたぶんある。それを言ってしまうと生活されてみえる方に不都合が起こるので、それは45日から49日へ譲渡が少しずつ伸びているということで脳の発達がいわれているんですね。人も杉浦委員が言われたように不自然死、動物の不自然死があるということは、やっぱり虐待ということの方にも教育という面も必要で、小動物を虐待するかっていうと、その人が小さいときに受けた教育、脳が刺激されている部分がすごく言われている。結局は、哺乳動物は教育によって前に進んでいくということがすごく言われている。やっぱり岡崎で外来生物だとか日本の独特なものがあるという教育、すごく素晴らしいことと思いますし、譲渡する時に猫ちゃんわんちゃんの教育課程ということも市民が知っておいていただけると少しずつ同行避難の時に犬猫じゃなくってもへビでもなんでもそうですが、命あるものを家族として受け入れて一生一緒に飼っていこうとなると、家族同然だから、人が一番だからじゃくて、そのためにどうしたらいいかということがたぶん付いて回ることなので、教育ってということが岡崎市が推進していただけると色んな意

味で、他とは違う、岡崎っていいね、違うことやってるねということ、ちょっと違うこと、私も参加させていただいて、今までは自分の犬を連れて行って自分の犬が愛護の面からみていると、人の目にさらされているよね、自分の子どもがさらされているとどんな風を感じるんだろうかと思うと、張子の動物が出てきた。早期の教育がとっても大事なことだなと思います。あにもでも展示動物がいて、小さい頃から命って大事だなということアピールくださる場所としてご活躍お願いします。(杉浦智委員)

- ・ 林務課に聞きたいことがある。今年、東北や色々な各地でクマが出没しているが、岡崎市の方でも出たと言う話を聞いたが、いかがか。(杉浦清委員)
→ 市内で出没してもおかしくない状態だと思う。危ないと思ってもらっている方がいいかなと思う。あくまで出たからどうのこうのというよりも、出るというのを前提に色々な準備をしておくべきだと思う。もうその段階だと思う。(事務局)
- ・ 6ページの「愛護動物」の方では、新規で「警察との連携」があがっている。おそらく愛護動物の虐待事案というのは社会的にインパクトがあるから警察も動きやすい、最近は動いてもいるということだと思う。他方で、「野生動物」についても、例えば特定外来生物を放逐することに対して、警察機関との連携や対応の要求をすることもあってよいのではないかと思う。この計画だけでどうにかなることではないということは重々承知しているが、実効性確保は大切な問題なので。(庄村委員)

(説明)

今後の予定について、説明を行った。

3 閉会 (動物総合センター動物1班班長 鈴木)

本日は、大変積極的に御発言をいただきまして、誠にありがとうございました。

皆様におきましては、今後とも引き続き、本市の動物行政への御理解と御協力をお願い致します。

以上で、平成28年度岡崎市動物行政推進協議会の分科会を終了します。お疲れ様でした。ありがとうございました。